

附属機関等の概要

| | | |
|--------------------------|--|---|
| 名 称 | 東 区 自 治 協 議 会 | |
| 所 管 事 項 | <p>1. 区の地域課題のうち、市長やその他の市の機関によって諮問されたもの及び区自治協議会が必要と認めるものを審議し、意見を述べること。</p> <p>2. 地域における重要な計画など、条例で定める区自治協議会の意見を聴かなければならない事項を審議し、意見を述べること。</p> <p>3. 区民等と市との協働の要として、区民等の参画を通じて多様な意見を調整し、その取りまとめを行うとともに、地域課題の解決及び情報の共有に努めること。</p> | |
| 公開・非公開 区 分 (非公開理由) | <p>原則公開 (審議内容に個人情報を含む審議をおこなう時や、公正な審議を阻害する恐れがある時は、会議を一部非公開とする場合があります。)</p> | |
| そ の 他 | 設置根拠 | 新潟市区自治協議会条例 |
| | <p>1. 区内の地域コミュニティ協議会(主として小学校又は中学校の通学区域内に居住する住民又は所在する自治会、町内会その他公共的団体等で構成された地域課題に取り組むための活動の主体となる組織をいう。)及び区内の複数の地域コミュニティ協議会で構成された組織その他の市長が別に定める団体(次号において「地域コミュニティ協議会等」という。)がその構成員のうちから選出する者、区内の公共的団体等(地域コミュニティ協議会等を除く。)がその構成員のうちから選出する者、区内(区長が特に認める場合にあっては、市内)に住所を有する者で、区長が必要と認めた者などで30人以内をもって組織する。</p> <p>2. 委員の任期は、2年とする。ただし、増員、辞職等に伴い、他の委員の任期の途中で新たに委嘱されることとなる委員の任期は、他の委員の残任期間とする。</p> <p>3. 委員名簿 (別紙のとおり)</p> | |
| | ホームページ | <p>東区自治協議会の情報については、下記ホームページでも、ご覧いただけます。</p> <p>○ホームページにおける情報提供内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東区自治協議会の概要 ・ 会議開催のお知らせ ・ 会議概要及び会議資料 ・ 新潟市区自治協議会条例 ・ 新潟市区自治協議会条例施行規則 ・ 東区自治協議会の傍聴に関する要領 <p>http://www.city.niigata.lg.jp/higashi/torikumi/zitikyou/index.html</p> |
| 問 合 せ 先 | <p>東区役所 地域課 企画・地域振興グループ</p> <p>電 話 025-250-2110</p> <p>F A X 025-271-8131</p> <p>E メール chiiki.e@city.niigata.lg.jp</p> | |